

(表)
理容所開設届

年 月 日

廿日市市長 様

開設者 郵便番号 ー
住 所
氏 名〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名
電話番号() ー〕

次のとおり理容所を開設するので、理容師法第11条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

理容所の名称					
理容所の所在地		郵便番号 ー 電話番号() ー			
開設者	住 所				
	氏 名				
管理 理容師※	住 所				
	氏 名		修了証番号 及 年 月 日	第 年 月 日	県 号 日
理容師※	氏 名				
	登 録 番 号 及 登 録 年 月 日	第 年 月 日	第 年 月 日	第 年 月 日	第 年 月 日
	理容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病の有無	有・無	有・無	有・無	有・無
理容師 以外の 従業員※	氏 名				
開設予定年月日		年 月 日			
美容所の名称※ (理容師法施行規則第19条第1項第8号に規定する場合)					
美容所の開設予定年月日※ (理容師法施行規則第19条第1項第9号に規定する場合)		年 月 日			
営業の譲渡者の署名 (営業の譲渡の場合。営業の譲渡を証する書類がある場合は不要)					

- 添付書類 1 理容所付近の見取図及び理容所の平面図
2 理容師に係る、結核及び感染性の皮膚疾患の有無に関する医師の診断書
3 管理理容師資格認定講習会修了証書の写し又は修了証明書
4 外国人が開設者となる場合は、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)
5 理容師免許証又は理容師免許証明書の写し
6 営業を譲り受けた場合にあつては、これを証する書類(個人間の営業の譲渡に係るものを除く。)
7 その他必要な書類

- 注 1 理容師については、理容師免許証又は理容師免許証明書の原本を提示すること。ただし、営業の譲渡の場合であつて、理容師に変更がないときは、理容師免許証又は理容師免許証明書の原本の提示を省略できる。
2 法人が開設者となる場合は、登記事項証明書の原本を提示すること。
3 移動理容車にあつては、車両の車庫の場所を「理容所の所在地」欄に記載すること。
4 営業の譲渡の場合は、上記1から3まで及び5の添付書類並びに※欄の事項のうち変更がない事項等については、添付及び記載を省略できる。
5 該当するものに、○印を付けること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏)

理容所の概要※

構造	建物の構造	造 階建 (理容所部分 階)		
	天井の防塵構造	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	面積	全体面積 m^2 (作業場面積 m^2 、待合所面積 m^2)		
設備	床の材質			
	照明装置	<input type="checkbox"/> 蛍光灯 個 <input type="checkbox"/> 電灯 個		
	換気装置	<input type="checkbox"/> 自然換気 <input type="checkbox"/> 機械換気		
	腰板の材質			
	理容用いす数	台		
	手指・器具洗浄用洗場	台		
	洗髪用洗場	台		
	未消毒器具格納設備	箇所	既消毒器具格納設備	箇所
	ふた付き汚物箱	個	ふた付き毛髪箱	個
	消毒設備	<input type="checkbox"/> 煮沸消毒器 <input type="checkbox"/> 薬物消毒器 (<input type="checkbox"/> エタノール <input type="checkbox"/> 次亜塩素酸ナトリウム <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 紫外線消毒器 <input type="checkbox"/> 蒸気消毒器		
作業に要する器具及び布片の数				
移動理容車	車両番号又は自動車登録番号			
	営業区域			

注 該当する事項の□にレ印を付けること。